

令和2年度事業報告

1. 総括

令和2年度の協会事業については、令和2年度事業計画に基づき、公益目的事業である「安全輸送を確保するために必要な事業」と「タクシーサービスの向上を確保するために必要な事業」を中心として、事業推進に取り組みました。しかし、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、感染防止対策を行う必要が生じ、会議等においてはWeb開催、規模を縮小した開催、書面開催、開催の見送りなどとする年度となりました。

新型コロナウイルス感染症は全世界にまん延し、世界経済に大打撃を与えています。我が国においては昨年4月から5月にかけて第1回目の緊急事態宣言が、本年1月から3月にかけて第2回目の緊急事態宣言が、さらに同4月から5月にかけて第3回目の緊急事態宣言がそれぞれ発令されました。また、まん延防止等重点措置が適用された地域もあります。不要不急の外出自粛や飲食店の休業・時短要請、商業施設等の時短や使用制限要請、テレワークの推進などが行われています。主要駅、空港、繁華街等の人出が減り、乗客が激減しました。また、入管法に基づき外国人の上陸制限が実施され、さらに2020年東京オリンピック・パラリンピックの延期が決定されたことも相まって、訪日外国人も見受けられなくなり、タクシー業界は未曾有の収入減少となりました。

政府は「特別定額給付金」（国民1人10万円）や「持続化給付金」（売上が前年同月比50%以上減少している個人事業者に上限100万円）、「一時支援金」（令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う宣言地域の外出・移動の自粛に直接的な影響を受け売上が50%以上減少した個人事業者等に上限30万円）などの緊急経済対策を実施しました。また、昨年7月22日より東京を除く全国でGoToトラベルキャンペーンが実施され、旅行代金の支援が行われました。さらに同10月、東京もGoToトラベルキャンペーンの対象となるとともに地域共通クーポンも発行され、旅行業、宿泊業、観光施設や交通機関の活性化が図られました。なお、タクシー業界としても地域共通クーポンのタクシー利用を期待いたしましたが、新型コロナウイルスの終息が見えないなか、同キャンペーンは停止されています。

本協会といたしましても、政府より発出された緊急経済対策や感染防止対策など諸々の新型コロナウイルス関連通達、事務連絡を逐次通知し周知を図りました。また、事業者支援策として令和2年6月・7月分の協会会費を免除いたしました。

感染防止、3密（密閉・密集・密接）防止対策の一環として、第21回定例理事会を

書面決議とし、第8回定時総会においては、委任状の活用等、例年より出席人数を縮小した日帰り開催といたしました。また、正副会長会議については、一部の開催を一堂に会さずWeb開催としています。さらに、昨年12月、第1回支部代表者会議をWeb開催とするとともに、本年2月、Webによる臨時支部代表者会議を開催し、第23回定例理事会の議案を説明するとともに、第23回定例理事会の書面決議について理解を得ました。その他、役員研修会、本部支部事務局会議、講師研修会を中止とし、総務委員会、安全・サービス委員会、教育・調査委員会を書面開催といたしました。

マスター事業者コンテスト第5回全国大会については、会場の確保等、令和2年度の支部大会の開催が困難な状況にあり、全国大会出場者の選出ができないことから、令和3年7月に予定していた第5回全国大会を中止することといたしました。

支部、会員団体におきましても代議員会をはじめとする各種会議、役員研修会、中核リーダー研修会、事業者研修会等の研修会・講習会、マスター事業者コンテスト支部大会等について、新型コロナ感染防止対策を徹底した開催、会場確保等の問題から規模を縮小した開催、書面による開催、中止または延期等、各団体の実情に合わせた対応を行っております。なお、中核リーダー研修会については、例年、各地において会長が講演を行ってききましたが、本年度は関東支部の同研修会を収録したDVD及び資料を各支部へ送付することで講演の代わりとしました。支部においては適宜活用しております。

感染拡大防止、マスク着用、アルコール消毒等の促進に関しては、「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を作成し、新型コロナウイルス感染予防対策を示し、事業者へ新しい個人タクシーの運行スタイルへの協力を求めました。また、国土交通省が仲介となったガーゼマスク・不織布マスクや消毒液、東京都個人タクシー協同組合が購入した不織布マスクの斡旋を行い、支部、会員、所属団体に情報提供するとともに、必要量の取りまとめを行いました。さらに、車内の除菌・抗菌清掃を行っていることを示す「除菌・抗菌清掃実施中」の車内ステッカーの作成、配付を行うとともに、利用者に対し安心して乗車してもらうこと及び感染症対策への理解と協力を仰ぐ「感染症拡大防止ステッカー」を国土交通省の協賛を得て作成、配付いたしました。これにより乗車中は「マスク着用」「会話は控えめ」を訴え、「ご乗車は後部座席へ」「窓開け換気」の協力を要請しております。

各団体においても傘下事業者に感染防止を啓蒙するとともに、独自にマスクや消毒液を確保し、傘下事業者に販売または配付するなどの対応や、「持続化給付金」「一時支援金」申請に対する事務指導、GoToトラベルキャンペーンにおける地域共通クーポン券の取扱事業者登録等の申請、対応を行ってまいりました。

令和2年度事業計画に基づく「安全輸送を確保するために必要な事業」については、

主に「事業用自動車総合安全プラン2020」及びこれを受けて行う「個人タクシー事業における総合安全プラン2020」の積極的取り組み、「高齢事業者等の安全講習会の実施」、「健康管理・運転適性チェックの徹底」などに取り組みました。

「事業用自動車総合安全プラン2020」の積極的取り組みについては、同プランにおける事故等削減目標及び目標の達成に向けて当面講ずべき施策の進捗状況等の情報収集を行ってきました。同プラン最終年となった令和2年の事故発生状況については、全国ベースの事故削減目標732件に対し、発生件数は594件と138件下回る結果となりました。事業者各位、各団体がそれぞれ事故削減に向けて取り組んだこと、また、コロナ禍でタクシー需要が落ち込み輸送実績が低下したこと等が影響したと考えられます。

昨年10月21日、書面開催となった安全・サービス委員会においては、各支部から選出された委員に、事故等削減目標の達成状況、支部、地域において取り組んだ施策、最終年における事故等削減の現況等について記載した書面を提出していただき、それらを取りまとめ、各委員へ送付して情報共有を図り、フォローアップを行っています。

各支部においても「個人タクシー事業における支部総合安全プラン」に基づき、地域実態に照らしたきめ細かな、かつ、強力な取り組みを行ってきました。また、当該運輸局の「地域事業用自動車安全対策会議」に参画し、事故情報の収集と分析に努め、同対策会議でとりまとめた施策に取り組んできました。この結果、すべての支部において事故等削減目標を達成いたしました。

会員、所属団体においても、各支部の指導の下に、「個人タクシー事業における支部総合安全プラン2020」の事故等削減目標達成に向け、積極的に取り組んできました。

なお、国土交通省において毎年「事業用自動車総合安全プラン2020」のフォローアップ会議が開催され、本協会においても他の交通モードとともに出席し、事故等削減目標達成状況等の報告をしております。また、同会議において、次期プランが検討され、本年3月30日、国土交通省より「事業用自動車総合安全プラン2025」が策定されました。また、同4月22日、正副会長会議において、「個人タクシー事業における総合安全プラン2025」を策定し、各支部へ送付し周知を図るとともに、各支部に対し「支部における総合安全プラン」の見直し・策定を依頼いたしました。

高齢事業者等の安全講習会については、事業者研修会において高齢事業者対象の講習内容も取り入れるなどの対応を行ってきましたが、コロナ禍における3密防止、会場確保の問題等から、規模を縮小した事業者研修会の開催、書面開催等、所属団体等の実情にあわせて実施いたしました。また、地域によっては高齢タクシードライバー向けの交

通安全教室において実技講習を受講するなどの取り組みを行いました。

健康管理・運転適性チェックの徹底については、事業者研修会において健康管理のあり方、健康チェック方法などの講習内容も取り入れるなどの対応を行ってきましたが、コロナ禍における3密防止、会場確保の問題等から、規模を縮小した事業者研修会の開催、書面開催等、所属団体等の実情にあわせて実施いたしました。

所属団体においては、コロナ禍のなか、労働安全衛生法に定める健康診断の確実な受診を推進しており、事業者の健康管理の徹底に取り組んでいます。

「タクシーサービスの向上を確保するために必要な事業」については、主に「個人タクシー中期取組計画の積極推進」、「マスター事業者コンテスト支部大会の開催」、「マスターズ制度の適正運営」、「中核リーダーの積極活用」、「ユニバーサルドライバー研修（UD研修）の受講促進・履修率向上」などに取り組みました。

個人タクシー中期取組計画の積極推進については、令和2年4月30日をもって終了したスキルアッププラン2015の後継計画として、「安全輸送」「サービス向上」「適正化・高度化」「相互扶助等」を掲げ、各団体に積極的に取り組むよう要請いたしました。しかしながら、コロナ禍により本協会の役員研修会の中止、各団体の研修会・講習会の規模縮小、書面開催等により十分な推進には至っておりません。また、「適正化・高度化」に係る検証として、昨年5月、配車アプリや決済端末機、多言語対応、ASV装備等の車両設備の調査を行いました。個人タクシー業界が今後取り組む事項として2020年までに掲げた目標値には各設備とも届きませんでした。

なお、スキルアッププラン2015の終了にあたり、同プランを総括し、個人タクシー中期取組計画推進の参考とするため、各支部にスキルアッププラン2015評価を依頼いたしました。昨年12月、評価結果を報告書にまとめ各支部に送付しております。5年間のプラン推進期間においては、マスターズ制度参加率90%以上の達成、スキルアップ研修の積極推進、マスター事業者コンテスト全国大会の隔年開催、UD研修の履修率向上など、一定の成果が見られました。

マスター事業者コンテスト支部大会の開催については、コロナ禍において会場の確保等、支部大会若しくは各団体での大会開催が困難な状況にありました。令和3年7月の全国大会出場者の選出ができないことから、第5回全国大会を中止することといたしました。支部、各団体においても大会開催を中止しております。

マスターズ制度の適正運営については、制度参加者の管理、参加状況の集約・分析を行うとともに、本協会、支部、会員、所属団体それぞれにおいて、マスター認定申請における認定条件との照合及び添付書類の精査を行うなど、適正運営を図りました。マスター認定に係るスキルアップ研修については各団体において、書面による研修も含め適宜研修を行っています。この結果、昨年11月27日のマスター認定委員会において約1万8千名がマスター（みつ星）に認定されました。

中核リーダーの積極活用については、毎年、会長が各地の中核リーダー研修会で講演を行ってきましたが、コロナ禍で講演が困難であるため、協会本部において、関東支部で行われた同研修会のDVDを作成し、各支部に配付しました。支部ではこのDVDの活用を含め、支部独自の研修内容により中核リーダー研修会を開催し、中核リーダーの資質の維持向上を図りました。中核リーダーを通じ、各事業者にマスターズ制度をはじめ、接客サービス等に対する必要な情報提供を適宜適切に行いました。

サービス向上推進運動の実施については、「個人タクシー中期取組計画」の重点目標に基づき、①安全輸送 ②サービス向上 ③適正化高度化 ④相互扶助等を掲げ、昨年12月1日から本年1月31日まで2ヵ月間実施いたしました。会員団体・支部より提出された報告書を集計し、「個人タクシー中期取組計画」の取り組み状況を確認するとともに、「サービス向上推進運動結果報告書（令和2年度）」を作成して、各支部あて配付しました。

UD研修については、会場の確保ができた一部の支部、会員等において、UD研修講師の資格を取得している役職員が一般財団法人・全国福祉輸送サービス協会（全福協）より交付される研修終了証の対象となるUD研修を実施しました。加えて、関東支部においては、新規参入事業者全員（既修得者除く）を対象としてのUD研修を実施しました。

昨年4月、各支部に対し「UD研修取り組み状況調査」を実施し、報告書にまとめ同10月、総務委員会で報告しました。調査結果を見ますと、UD研修の取り組みは、北海道、北陸信越、関東の3支部において進捗している結果が見られる一方で、履修率1%未満の支部もあり、支部によって大きな差が見られます。履修率の低い支部にはUD研修実施に向け、強力な取り組み要請を行いました。

また、本協会としてUD研修実施のために必要不可欠な講師の養成を図るため、（一財）全福協の「ユニバーサルドライバー研修講師養成講座」の受講事業者に対して、引き続き当該受講料等の支援措置を行いました。

その他、個人タクシー業界を取り巻く経営環境に係る諸問題等について積極的に取り組みました。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（改正タクシー特措法）における特定地域、準特定地域については、国土交通省より、「新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の輸送実績が急減していることが明らかであり、指定を解除することによって供給過剰となるおそれがあると求められる場合は、令和3年9月30日まで指定の解除を見送る」との方針が示されました。これに基づき新たな指定等が行われた結果、昨年10月末日現在、個人タクシーの営業区域77地域のうち、特定地域9地域、準特定地域59地域、特定・準特定以外の地域9地域となっております。

ライドシェア問題については、国土交通省が「運行管理や車両整備に責任を負う主体がないまま、ドライバーのみが輸送責任を負う形態は認められない」としており、「極めて慎重な検討が必要」という見解を示しています。

また、白タク問題については、羽田、成田、関西、那覇などの主要空港で中国人観光客相手の白タク行為が横行していましたが、コロナ禍により外国人の上陸制限が実施されたため、目立った白タク行為は行われておりません。

ライドシェア問題、白タク問題については、引き続き情報収集・分析をしつつ、行政、法人タクシー業界、関係団体等と連携をとりながら対応しております。

一昨年8月の通達改正により、許可期限延長（75歳の誕生日以前に譲渡譲受を申請し、75歳の誕生日以降若しくは許可期限の満了日以降、旅客の運送を行わない条件で許可期限を譲渡譲受の認可日まで延長）を適用された事業者は毎月発生しており、改正通達の成果が出始めております。また、死亡後譲渡譲受についても実績が出ておりますが、各団体において60日以内の申請期限への対応に苦慮しております。

昨年7月22日、旅行業、宿泊業、観光施設や交通機関の活性化を図る目的で、GoToトラベルキャンペーンが実施されました。同10月には全国で唯一外れていた東京もキャンペーンの対象地域となるとともに全国で地域共通クーポンが発行されるようになりました。本協会としても地域共通クーポン取扱店舗登録申請について情報提供を行いました。各所属団体においては傘下事業者の一括登録申請を行ってまいりましたが、申請書類が多く、煩雑であったことから、協会本部においてGoToトラベルキャンペ

ーン事務局と折衝した結果、各事業者の住所、電話番号等の不記載、ステッカーを貼付した各車両の写真の提出が不要となるなど大幅に簡素化されました。なお、タクシー業界としても地域共通クーポンのタクシー利用を期待いたしましたが、新型コロナウイルスの終息が見えないなか、同キャンペーンは停止されています。

このほか、廃業餞別金制度の適正運営、ホームページ等による業界組織・事業の情報提供とPR活動等に取り組んだほか、個人タクシーに係る諸調査を実施し、その集約と分析を行いました。

以上、令和2年度事業計画に基づき各事業について推進してまいりましたが、各地域においてコロナ禍により一部規模を縮小せざるを得ない事業もありました。各位の特段のご理解、ご協力に感謝申し上げ、令和2年度の事業報告といたします。

2. 事業概況

(1) 安全輸送を確保するために必要な事業

① 「事業用自動車総合安全プラン2020」、「個人タクシー事業における総合安全プラン2020」の積極的取り組み

事故等削減目標及び目標の達成に向けて当面講ずべき施策の進捗状況等の情報収集を行ってきました。同プラン最終年となった令和2年の事故発生状況については、全国ベースの事故削減目標732件に対し、発生件数は594件と138件下回る結果となりました。事業者各位、各団体がそれぞれ事故削減に向けて取り組んだこと、また、コロナ禍でタクシー需要が落ち込み輸送実績が低下したこと等が影響したと考えられます。

昨年10月21日、書面開催となった安全・サービス委員会においては、各支部から選出された委員に、事故等削減目標の達成状況、支部、地域において取り組んだ施策、最終年における事故等削減の現況等について記載した書面を提出していただき、それらを取りまとめ、各委員へ送付して情報共有を図り、フォローアップを行っています。

各支部においても「個人タクシー事業における支部総合安全プラン」に基づき、地域実態に照らしたきめ細かな、かつ、強力な取り組みを行ってきました。また、当該運輸局の「地域事業用自動車安全対策会議」に参画し、事故情報の収集と分析に努め、同対策会議でとりまとめた施策に取り組んできました。この結果、すべての支部において事故等削減目標を達成いたしました。

会員、所属団体においても、各支部の指導の下に、「個人タクシー事業における支部総合安全プラン2020」の事故等削減目標達成に向け、引き続き積極的に取り組んできました。

なお、国土交通省において毎年「事業用自動車総合安全プラン2020」のフォローアップ会議が開催され、本協会においても他の交通モードとともに出席し、事故等削減目標達成状況等の報告をしております。また、同会議において、次期プランが検討され、本年3月30日、国土交通省より「事業用自動車総合安全プラン2025」が策定されました。また、同4月22日、正副会長会議において、「個人タクシー事業における総合安全プラン2025」を策定し、各支部へ送付し周知を図るとともに、各支部に対し「支部における総合安全プラン」の見直し・策定を依頼いたしました。

② 安全運行指導員制度の適正運営

安全運行指導員の認定・登録・管理等を適正に行いました。安全運行指導員の新規認定者に対して「安全運行指導員：活動マニュアル」を送付し、安全運行指導員制度の再確認（周知）と協力をお願いしました。また、コロナ禍によりNASVAの一般講習の予約が取れず、受講できないまま有効期間が満了する更新申請者について、更新申請を受け付けることとし、更新後2年間の有効期間のうちに一般講習を受講することといたしました。

③ 安全運行指導員の積極活用

各団体での事故防止講習会、安全講習会等に積極的に参加するとともに、講習会運営に協力しました。

また、日常営業において接する事業者に対して、安全運転・事故防止に関する情報提供及び情報収集を行いました。

④ 安全運行指導員だよりの作成・発行

本年4月、安全運行指導員だより第18号を発行し、令和2年の交通事故発生状況、死者数及び負傷者数の推移と特徴等について周知しました。また、事業用自動車総合安全プラン2020の実績及び新プランである「個人タクシー事業における総合安全プラン2025」の事故等削減目標値を掲載し情報提供を行いました。

⑤ 高齢事業者等の安全講習会の実施

支部・会員・所属団体等が行う事業者研修会において、高齢事業者対象の講習内容も取り入れるなどの対応を行ってきましたが、コロナ禍における3密防止、会場確保の問題等から、規模を縮小した事業者研修会の開催、書面開催等、所属団体等の実情にあわせて実施いたしました。また、地域によっては高齢タクシードライバー向けの交通安全教室において実技講習を受講するなどの取り組みを行いました。

⑥ 健康管理・運転適性チェックの徹底

支部、会員等が主催する事業者研修会等の際に、健康管理のあり方、健康チェック方法などの講習内容も取り入れるなどの対応を行ってきましたが、コロナ禍における3密防止、会場確保の問題等から、規模を縮小した事業者研修会の開催、書面開催等、所属団体等の実情にあわせて実施いたしました。

所属団体においては、コロナ禍のなか、労働安全衛生法に定める健康診断の確実な受診を推進しており、事業者の健康管理の徹底に取り組んでいます。

⑦ 交通安全運動の実施

昨年9月、10月の2ヵ月間にわたって実施しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、個人タクシーは運転手の検温、マスク着用、車内消毒を実施していること、乗客にはマスク着用、ソーシャルディスタンス、窓開け換気などの協力を求めつつ、個人タクシーで出かけることをアピールしたポスターと、新しい個人タクシーの運行スタイル、道路交通法の改正内容を記載したビラを作成・配付し参加意識の高揚に努めました。

⑧ 交通安全運動優秀団体の表彰

第8回定時総会の席上において、一昨年9月、10月の2ヵ月間実施した交通安全運動における成績優秀団体計60団体の表彰を行いました。

(2) タクシーサービスの向上を確保するために必要な事業

① 個人タクシー中期取組計画の積極推進

個人タクシー中期取組計画の積極推進については、令和2年4月30日をもって終了したスキルアッププラン2015の後継計画として、「安全輸送」「サービス向上」「適正化・高度化」「相互扶助等」を掲げ、各団体に積極的に取り組むよう要請いたしました。しかしながら、コロナ禍により本協会の役員研修会の中止、各団体の研修会・講習会の縮小、書面開催等により十分な推進には至っておりません。また、「適正化・高度化」に係る検証として、昨年5月、配車アプリや決済端末機、多言語対応、ASV装備等の車両設備の調査を行いました。個人タクシー業界が今後取り組む事項」として2020年までに掲げた目標値には各設備とも届きませんでした。

なお、スキルアッププラン2015の終了にあたり、同プランを総括し、個人タクシー中期取組計画推進の参考とするため、各支部にスキルアッププラン2015評価を依頼いたしました。昨年12月、評価結果を報告書にまとめ各支部に送付しております。5年間のプラン推進期間においては、マスターズ制度参加率90%以上の達成、スキルアップ研修の積極推進、マスター事業者コンテスト全国大会の隔年開催、UD研修の履修率向上など、一定の成果が見られました。

② マスター事業者コンテスト支部大会の開催

コロナ禍において、コンテスト会場の確保等、支部大会若しくは各団体での大会開催が困難な状況にありました。令和3年7月の全国大会出場者の選出ができない

ことから、第5回全国大会を中止することといたしました。支部、各団体においても大会開催を中止しております。

③ マスターズ制度の適正運営

マスターズ制度参加者の管理、参加状況の集約・分析を行うとともに、本協会、支部、会員、所属団体それぞれにおいて、マスター認定申請における認定条件との照合及び添付書類の精査を行うなど、適正運営を図りました。マスター認定に係るスキルアップ研修については各団体において、書面による研修も含め適宜研修を行っています。この結果、昨年11月27日のマスター認定委員会において約1万8千名がマスター（みつ星）に認定されました。

④ 中核リーダーの積極活用

毎年、会長が各地の中核リーダー研修会で講演を行ってきましたが、コロナ禍で講演が困難であるため、協会本部において、関東支部で行われた同研修会のDVDを作成し、各支部に配付しました。支部ではこのDVDの活用を含め、支部独自の研修内容により中核リーダー研修会を開催し、中核リーダーの資質の維持向上を図りました。中核リーダーを通じ、各事業者にマスターズ制度をはじめ、接客サービス等に対する必要な情報提供を適宜適切に行いました。

⑤ サービス向上推進運動の実施

「個人タクシー中期取組計画」の重点目標に基づき、①安全輸送 ②サービス向上 ③適正化高度化 ④相互扶助等を掲げ、昨年12月1日から本年1月31日まで2ヵ月間実施いたしました。会員団体・支部より提出された報告書を集計し、「個人タクシー中期取組計画」の取り組み状況を確認するとともに、「サービス向上推進運動結果報告書（令和2年度）」を作成して、各支部あて配付しました。

⑥ ユニバーサルドライバー研修（UD研修）の受講促進・履修率向上

UD研修については、会場の確保ができた一部の支部、会員等において、UD研修講師の資格を取得している役職員が全福協より交付される研修終了証の対象となるUD研修を実施しました。加えて、関東支部においては、新規参入事業者全員（既修得者除く）を対象としてのUD研修を実施しました。

昨年4月、各支部に対し「UD研修取り組み状況調査」を実施し、報告書にまとめ同10月、総務委員会で報告しました。調査結果を見ますと、UD研修の取り組みは、北海道、北陸信越、関東の3支部において進捗している結果が見られる一方

で、履修率1%未満の支部もあり、支部によって大きな差が見られます。履修率の低い支部にはUD研修実施に向け、強力な取り組み要請を行いました。

また、本協会としてUD研修実施のために必要不可欠な講師の養成を図るため、(一財)全福協の「ユニバーサルドライバー研修講師養成講座」の受講事業者に対して、引き続き当該受講料等の支援措置を行いました。

⑦ 「苦情相談窓口」の充実・強化、苦情・忘れ物等への適切な対応

支部、会員等において、「苦情相談窓口」の設置と担当者を配置し、苦情・忘れ物等に対する適切な対応の徹底を図りました。また、本協会に届く苦情、忘れ物等の問い合わせについては、会員、所属団体等と連携して適切に対応しました。

⑧ タクシーサービス・世論動向の集約と分析

支部、会員等で実施している利用者懇談会等の情報やインターネットによる関連情報の収集を行い、多様化する利用者ニーズの把握と個人タクシー事業におけるサービスのあり方について検討しました。

⑨ 福祉個人タクシーの積極推進

各団体の推進状況を確認するとともに、インターネット等によって関連情報の収集をしました。

⑩ 観光個人タクシーの積極推進

地域によりその推進状況に差があり、既に観光個人タクシーとして確立している地域、観光タクシードライバー認定制度等により推進している地域等の状況を確認するとともに、インターネット等によって関連情報の収集をしました。

(3) 事業推進を確保するために必要な適正化高度化事業

① 「個人タクシー業界が今後新たに取り組む事項」の積極推進

「個人タクシー業界が今後取り組む事項」に目標値を掲げ推進している配車アプリ、決済端末機の導入、多言語対応、ASV機能装備等について導入状況調査を行いました。昨年9月29日書面開催の教育・調査委員会において調査結果を報告するとともに、各支部から選出された委員に各地域の導入状況、問題点等について記載した書面を提出していただき、それらを取りまとめ、各委員へ送付して情報共有を図り、フォローアップを行いました。

また、スキルアッププラン2015の終了に伴い、同プランの一部項目と「個人タクシー業界が今後取り組む事項」等を合わせ「個人タクシー中期取組計画」として取りまとめ、引き続き推進していくこととしています。

② 営業適正化指導の積極推進

支部、会員、所属団体等において、定期的に街頭指導を行うとともに、営業適正化指導について実施内容の充実・強化を検討しました。

③ 「魅力あるタクシー業界の実現に向けた法人タクシー・個人タクシーの連携に関する検討会」への対応

国土交通省、法人タクシー、個人タクシーの3者間において開催している「魅力あるタクシー業界の実現に向けた法人タクシー・個人タクシーの連携に関する検討会」は、一昨年の譲渡譲受の円滑化にかかわる改正通達の内容検討以降は開催されておられません。

④ タクシー事業、営業環境に係る諸問題への対応

ライドシェア問題については、国土交通省が「運行管理や車両整備に責任を負う主体がないまま、ドライバーのみが輸送責任を負う形態は認められない」としており、「極めて慎重な検討が必要」という見解を示しています。

また、白タク問題については、羽田、成田、関西、那覇などの主要空港で中国人観光客相手の白タク行為が横行していましたが、コロナ禍により外国人の上陸制限が実施されたため、目立った白タク行為は行われておられません。

ライドシェア問題、白タク問題については、引き続き情報収集・分析をしつつ、行政、法人タクシー業界、関係団体等と連携をとりながら対応しております。

一昨年8月の通達改正により、許可期限延長を適用された事業者は毎月発生しており、改正通達の成果が出始めております。また、死亡後譲渡譲受についても実績が出ておりますが、各団体において60日以内の申請期限への対応に苦慮しております。

新型コロナウイルス感染拡大防止については、政府より発出された緊急経済対策や感染防止対策など諸々の新型コロナウイルス関連通達、事務連絡を逐次通知し周知を図りました。

感染防止、3密防止対策の一環として、第21回定例理事会を书面決議とし、第8回定時総会においては、委任状の活用等、例年より出席人数を縮小した日帰り開催といたしました。また、正副会長会議については、一部の開催を一堂に会さずW

e b開催としています。さらに、昨年12月、第1回支部代表者会議をWeb開催とするとともに、本年2月、Webによる臨時支部代表者会議を開催し、第23回定例理事会の議案を説明するとともに、第23回定例理事会の書面決議について理解を得ました。その他、役員研修会、本部支部事務局会議、講師研修会を中止とし、総務委員会、安全・サービス委員会、教育・調査委員会を書面開催といたしました。

マスター事業者コンテスト第5回全国大会については、会場の確保等、令和2年度の支部大会の開催が困難な状況にあり、全国大会出場者の選出ができないことから、令和3年7月に予定していた第5回全国大会を中止することといたしました。

支部、会員団体におきましても代議員会をはじめとする各種会議、役員研修会、中核リーダー研修会、事業者研修会等の研修会・講習会、マスター事業者コンテスト支部大会等について、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した開催、会場確保等の問題から規模を縮小した開催、書面による開催、中止または延期等、各団体の実情に合わせた対応を行っております。なお、中核リーダー研修会については、例年、各地において会長が講演を行ってききましたが、本年度は関東支部の同研修会を収録したDVD及び資料を各支部へ送付することで講演の代わりとしました。支部においては適宜活用しております。

感染拡大防止、マスク着用、アルコール消毒等の促進に関しては、「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を作成し、新型コロナウイルス感染予防対策を示し、事業者へ新しい個人タクシーの運行スタイルへの協力を求めました。また、国土交通省が仲介となったガーゼマスク・不織布マスクや消毒液、東京都個人タクシー協同組合が購入した不織布マスクの斡旋を行い、支部、会員、所属団体に情報提供するとともに、必要量の取りまとめを行いました。さらに、車内の除菌・抗菌清掃を行っていることを示す「除菌・抗菌清掃実施中」の車内ステッカーの作成、配付を行うとともに、利用者に対し安心して乗車してもらうこと及び感染症対策への理解と協力を仰ぐ「感染症拡大防止ステッカー」を国土交通省の協賛を得て作成、配付いたしました。これにより乗車中は「マスク着用」「会話は控えめ」を訴え、「ご乗車は後部座席へ」「窓開け換気」の協力を要請しております。

昨年7月22日、旅行業、宿泊業、観光施設や交通機関の活性化を図る目的で、GoToトラベルキャンペーンが実施されました。同10月には全国で唯一外れていた東京もキャンペーンの対象地域となるとともに全国で地域共通クーポンが発行されるようになりました。本協会としても地域共通クーポン取扱店舗登録申請について情報提供を行いました。各所属団体においては傘下事業者の一括登録申請を行ってまいりましたが、申請書類が多く、煩雑であったことから、協会本部において

GoToトラベルキャンペーン事務局と折衝した結果、各事業者の住所、電話番号等の不記載、ステッカーを貼付した各車両の写真の提出が不要となるなど大幅に簡素化されました。なお、タクシー業界としても地域共通クーポンのタクシー利用を期待いたしましたが、新型コロナウイルスの終息が見えないなか、同キャンペーンは停止されています。

⑤ 先進安全自動車の導入促進、環境問題への積極的取り組み

安全・環境・利用者利便などの観点から、先進安全自動車、低公害車、電気自動車、UDタクシー等支援制度等の情報提供に努めました。特に先進安全自動車については導入状況の調査を行っております。

⑥ 期限更新時講習会の実施

支部、会員等において、コロナ禍における期限更新者講習会について、開催方法、規模、実施内容を検討し適宜実施しました。

⑦ 講習会等の支部内講師の育成

支部、会員等において、試験講習会、事故防止講習会、事業者研修会など、講習会・研修会ごとの講師の育成を図りました。

⑧ 支部、会員が行う試験講習会の内容充実

主に試験問題への対応に取り組みました。昨年7月、同11月、本年3月に各運輸局で実施された試験について、当該試験問題を各支部へ送付し迅速な情報提供に努めたほか、出題問題を法令ごとに分類した「各運輸局の法令問題出題傾向」を作成し、支部を通じて各地区試験講習会の参考に供しました。

⑨ 事前試験、譲渡譲受制度の積極活用

譲渡できる年齢であっても病気や家庭の事情等により、やむを得ず一般廃業となる事業者が多くいること、また、譲受者がいない地域もあることから、各団体の役員は譲渡譲受のマッチングに苦慮している状況であります。一方で、一昨年8月の通達改正により、許可期限延長を適用された事業者は毎月発生しており、改正通達の成果が出始めております。また、死亡後譲渡譲受についても実績が出ておりますが、各団体において60日以内の申請期限への対応に苦慮しております。譲渡譲受の円滑化が促進され、さらにマッチングが速やかにできるよう、同一営業区域の団体間における情報交換及び連携強化を進めております。

⑩ 講師研修会の実施

新型コロナウイルスの国内感染が拡大している状況を鑑み、第3回正副会長会議（令和2年7月16日開催）において検討した結果、本年度の講師研修会は開催を中止といたしました。

⑪ 個人タクシー実務必携（令和3年度版）の製作協力及び監修

令和3年度版の発行（令和3年5月1日付）に向けて、官報等による関係法令改正の有無の確認のほか、使い勝手も含めて掲載内容の見直しを行い、監修しました。また、各所属団体、支部からの注文を取りまとめて本協会で一括発注した結果、例年同様の発行部数、販売価格の維持を図ることができました。

⑫ 機関紙の作成・発行

昨年6月、9月、本年1月に機関紙「全個協」を発行し、主に第20回定例理事会、第8回定時総会、譲渡譲受円滑化に向けた会費徴収規程、廃業餞別金規程等の一部改正、新型コロナウイルス感染拡大防止対策などを取り上げ、事業者に周知を図ってきました。

また、「事業用自動車総合安全プラン2020」の事故等削減目標値の達成見通し、道路交通法改正内容、危険物の車内持込み禁止の法制化、乗客にマスク着用を求める運送約款変更申請の認可について掲載し周知しました。

⑬ 冊子・ホームページ等による業界組織・事業の情報提供とPR活動

ホームページを定期的に更新し、最新のデータを掲載するとともに、特に四季に応じた支部サイトの観光情報の充実、地域情報へのサポート充実を図りました。

全個協ホームページからの観光個人タクシーの予約等については、本年度、5件の問い合わせがありました。

⑭ 個人タクシー事業関連調査の実施、情報収集と研究

事業者数・年齢構成などの基礎項目のほか、輸送実績、定額や遠距離・障害者・高齢者割引等の運賃、交通事故発生状況、ユニバーサルドライバー研修の取り組み状況などの調査を実施しました。また、新たに配車アプリ、決済端末機の導入、多言語対応、ASV機能装備等について導入状況調査を行いました。

⑮ 「数字でみる個人タクシー」の作成・発行

本年3月に、個人タクシー事業に関する各種調査結果等を取りまとめた冊子「令和2年度版：数字でみる個人タクシー」を作成・発行し、支部・会員に配付しました。

⑯ 表彰規程による表彰、国土交通大臣表彰等の推薦事務・受賞者に対する顕彰

第8回定時総会の席上において、表彰規程による団体功労、永年勤続功労事業者、マスター功労の表彰を行いました。

令和2年度春の褒章、国土交通大臣表彰を受賞した次の諸氏に対して、協会より記念品を贈りその栄誉を讃えました。

◇ 黄綬褒章（敬称略）

伝達式：令和2年5月19日（新型コロナウイルス感染防止のため中止）

水野 勝弘（愛 知）

◇ 国土交通大臣賞・自動車関係功労者表彰（敬称略）

表彰式：令和2年10月29日

北川 誠（札 幌）	平間 良宣（宮 城）	亀山 邦雄（宮 城）
田中 稔（岩 手）	玉木 譲（新 潟）	宮下 周一（長 野）
深井 正行（長 野）	北井 進（石 川）	染谷 英臣（神奈川）
大河原 進（愛 知）	中尾 勝（兵 庫）	山田 渡良（兵 庫）
濱田 重博（兵 庫）	大西 富夫（奈 良）	松浦 努（広 島）
山崎 浩一（香 川）	大松 利彦（徳 島）	

◇ 交通栄誉章（敬称略）

表彰式：（新型コロナウイルス感染防止のため中止）

（優良運転者：緑十字銀章）

阿部 勝治（宮 城） 杉本 隆志（大 阪） 佐々木和秋（大 阪）

⑰ 協会諸規程並びに関係事務の整備

定款及び支部運営規程等の協会諸規程について、組織運営、会議運営等に則して不備不足がないかどうか照合・検討してきました。

⑱ 本部・支部事務局会議の開催

支部事務局に対する新たな周知事項や協力依頼等がある場合に、定時総会等に合わせ開催してまいりましたが、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、定時総会を日帰り開催としたこと、また、協力依頼等の具体的議題がないため、本部・支部事務局会議は開催しませんでした。

(4) 事業者の相互扶助等を図るために必要な事業

① 廃業餞別金制度の適正運営

廃業餞別金の給付事務について、各団体の担当者と連絡を取り合いつつ、支部・会員・所属団体に対して、確定事業者数、一人月額拠出金額、餞別金対象者数、拠出単価別の廃業者数を記した「共済事務（餞別金及び特別弔慰金）の月次報告」を行い、適正に処理しました。

② 全国国民年金基金加入促進活動への協力

昨年6月20日発行の機関紙「全個協」に同基金の新規加入、掛金口数変更の問い合わせ先を案内した広告を掲載いたしました。

(5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

特記事項はありません。

3. 事業者数現況

(1) 全個協事業者数

○ 令和3年4月30日現在 : 27,175人

全個協事業者数の推移(5年間) 各年4月30日現在

年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
事業者数	32,120人	30,915人	29,753人	28,582人	27,175人
前年同日比	-1,033人	-1,205人	-1,162人	-1,171人	-1,407人

(2) 許可事業者数(運輸局調べ)

○ 令和3年4月30日現在 : 29,563人

許可事業者数・全個協未加入事業者数の推移(5年間) 各年4月30日現在

年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
許可事業者数	34,644人	33,425人	32,240人	30,972人	29,563人
前年同日比	-1,100人	-1,219人	-1,185人	-1,268人	-1,409人
未加入事業者数	2,524人	2,510人	2,487人	2,390人	2,388人
前年同日比	-67人	-14人	-23人	-97人	-2人